

01 高齢者いきいき活動ポイント事業(ポイント手帳交付申請) ～ポイント手帳の交付申請を受け付けます～

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

健康寿命の延伸、介護予防および社会参加を推進することを目的として、65歳以上の高齢者が参加する介護予防活動、地域活動、ボランティア活動などに対し、活動団体がポイントを付与し、貯めたポイントに応じて奨励金を支給する「高齢者いきいき活動ポイント事業」を令和4年1月から開始します。

事業の開始に先立ち、ポイント手帳の交付申請を受け付けます。(ポイント手帳の交付には申請が必要です)

申請書(黄色)を今月の広報かいたに折り込んでいますので、希望する人は、長寿保険課の窓口または郵送にて申請書を提出してください。また、海田町ホームページから電子申請により申請書を提出することもできます。くわしくは海田町ホームページを確認してください。

なお、申請は随時受け付けています。



高齢者いきいき活動ポイント事業の概要

- 対象者 海田町在住の65歳以上の人(基準日は令和4年1月1日)
- ポイント付与期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日(1年間)
- ポイント付与方法 活動団体が専用のスタンプをポイント手帳に押印します。
- ポイント手帳の交付方法 対象者からの申請により交付します。
- 対象となる活動
 - ・健康づくり・介護予防活動 ・社会参加に取り組む活動
 - ・特定健康診査などの受診 ・地域の支え手となる活動(ボランティア活動)
- 獲得ポイントの上限 1人:100ポイント(10,000円) ※1ポイント=100円。
※奨励金は100円ごとに支給します。

高齢者いきいき活動ポイント事業のイメージ図

